

検事長の勤務延長に関する閣議決定の撤回を求め、国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明

1 政府は、本年1月31日の閣議において、2月7日付けで定年退官する予定だった東京高等検察庁検事長について、国家公務員法第81条の3第1項を根拠に、その勤務を6か月（8月7日まで）延長する決定を行った（以下「本件閣議決定」という。）。

しかし、検察官の定年退官は検察庁法第22条に規定されており、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、国家公務員法の特例を定めたものとされている（検察庁法第32条の2、国家公務員法附則第13条）。そのため、国家公務員法第81条の3第1項は、これまで検察官に適用されたことはない。

これは、検察官の人事への政治の恣意的な介入を排除し、検察官の独立性を確保するためである。すなわち、検察官は、強大な捜査権を有し、起訴権限を独占する立場にあって、準司法的作用を有しており、犯罪の嫌疑があれば政治家をも捜査の対象とするため、政治的に中立公正でなければならないからである。そして、このことは、憲法の基本原理である権力分立に基礎を置くものである。

したがって、本件閣議決定は、法解釈の範囲を逸脱するものであって、検察庁法第22条及び第32条の2に違反するばかりか、このような恣意的な法解釈による法律の運用は、憲法の基本理念である権力分立や法の支配を揺るがすものと言わざるをえない。

2 さらに政府は、本年3月13日、検察庁法改正法案を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。

この改正法案は、すべての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げた上で、63歳を超えて検事総長を補佐する最高検次長検事や高検検事長、各地検検事正などの役職に原則として就任できない、いわゆる「役職定年制」が適用されるとしつつも、内閣又は法務大臣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案し」「公務の運営に著しい支障が生ずる」と認めるときは、役職定年を超えて、あるいは定年さえも超えて当該官職で勤務させることができるとしている（改正法案第9条第3項ないし第5項、第10条第2項、第22条第1項、第2項、第4項ないし第7項）。

この改正法案によれば、内閣及び法務大臣の裁量によって検察官の役職定年又は定年を超える勤務延長をさせることができるようになり、政府による検察官の人事への恣意的な介入が可能となる。そのため、検察官の政治的中立性や独立性が脅かされる危険が大きく、憲法の基本原理である権力分立に反する。

3 よって、当会は、違法な本件閣議決定の撤回を求めるとともに、国家公務員法等の一部を改正する法律案中の検察官の定年ないし勤務延長に係る特例措置の部分に反対するものである。

2020（令和2）年5月13日

島根県弁護士会

会長 鳥居 竜 一